

宮崎で働くすべての方へ

平成 26 年度
労働行政のあらまし



厚生労働省 宮崎労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

働く者の権利と命を守るために

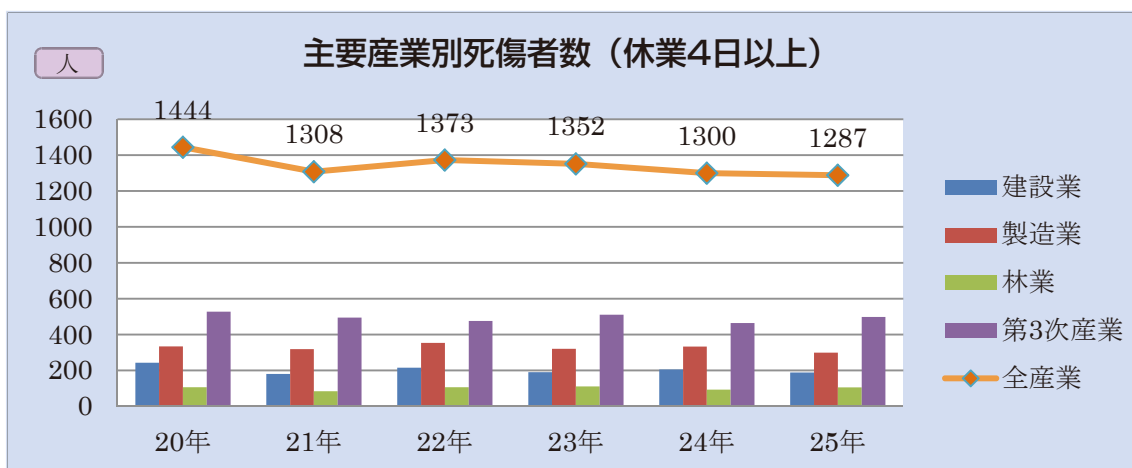
重点施策

I 労働基準行政の展開

1 労働災害防止対策の推進

死亡者数を過去最少にすること、死傷者数を前年比5パーセント以上減少させることを目標に、林業、建設業、第三次産業を重点業種として次の労働災害防止対策に取り組みます。

- ★林業対策として伐木作業時の災害を防止するため、県山村・木材振興課、林災防宮崎県支部等と連携した安全パトロールおよび監督指導を積極的に実施します。
- ★建設業対策として墜落・転落災害、重機災害等を防止するため、発注機関、建設業関係団体等と連携した安全パトロールおよび監督指導を積極的に実施します。
- ★第3次産業対策として小売業の転倒災害を防止するため、バックヤードを中心とした作業場の安全化について、あらゆる機会を活用して周知啓発していきます。



死亡者数（人）

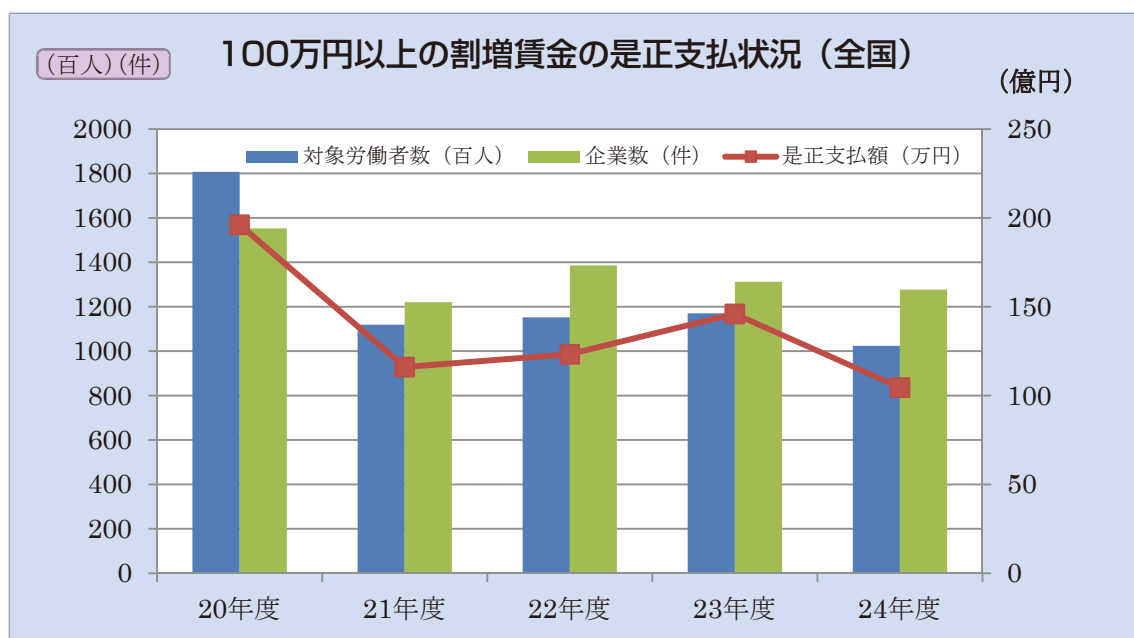
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
全国	1,268	1,075	1,195	1,023	1,093	1,030
宮崎	7	9	17	8	11	12

※ グラフ等の数値につきましては、全国の表示以外は全て宮崎県内の数値となります。

2 法定労働条件の履行確保対策

賃金不払残業の防止、過重労働健康障害の防止を重点目標として、次の対策に取り組みます。

- ★賃金不払残業、長時間労働などが疑われる企業に対して的確な監督指導を実施します。
- ★労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき基準の周知に努めます。
- ★時間外・休日労働に対する割増賃金の適正な支払が図られるよう監督指導を徹底します。
- ★過重労働解消キャンペーンを実施し、時間外・休日労働時間の削減の重要性、労働者の健康管理に係る措置の徹底などについて関係労使へ周知広報を実施します。



3 労災補償対策の推進

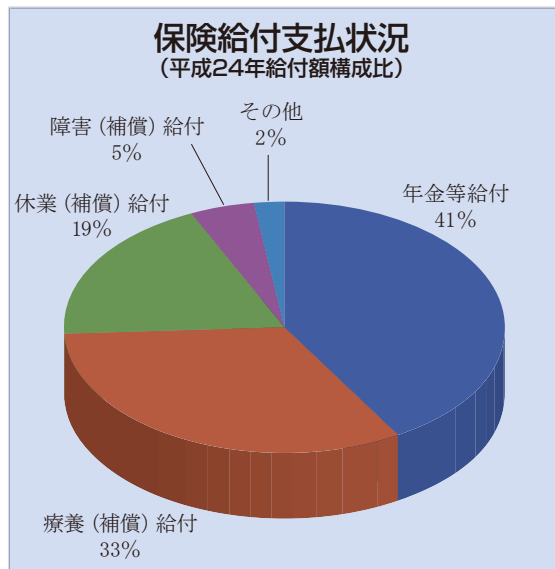
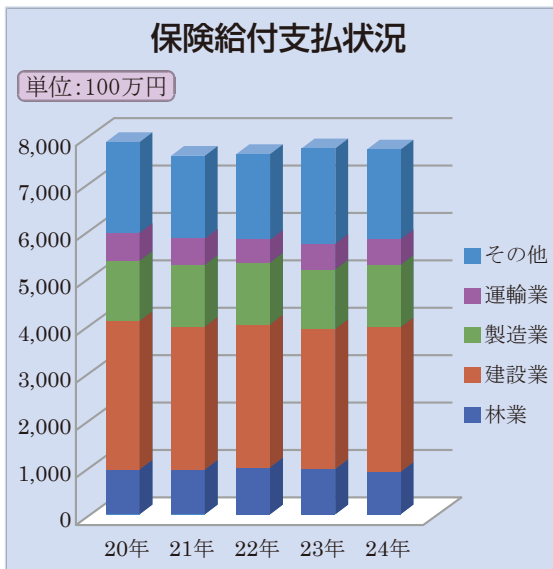
労災保険給付請求については、的確な調査の実施等、基本的事務処理を徹底することにより、認定基準に基づいた適正な認定に万全を期するとともに、迅速な事務処理に努めます。

ア 労災保険給付の迅速・適正な処理に努めます。

- ・脳・心臓疾患及び精神障害等の複雑困難事案については、労働局、監督署と連携のもとに、迅速・適正な処理に努めます。
- ・石綿関連疾患については、補償（救済）制度の周知の徹底を図り、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨を行うとともに、被災労働者及びその遺族に迅速かつ公正な保護・援護に努めます。

- ・胆管がんに係る請求事案については、業務上外を適切に判断するため、事業場で使用された化学物質の種類や作業環境等について十分に調査を実施します。

イ 労災診療費の適正支払いの徹底に努めます。



4 最低賃金制度の適切な運営

改正された最低賃金について、市町村、事業者団体、労働組合等の広報誌・機関誌等、また新聞・テレビ等のマスメディアの活用により関係労使及び県民へ広く周知広報を図ります。

最低賃金件名		最低賃金額(時間額)	効力発生日
宮崎県最低賃金(地域別最低賃金)		664 円	H25.11.2
特定(産業別)最低賃金	宮崎県肉、乳製品製造業(食鳥、ブロイラー処理加工業等は除く)	670 円	H26.1.16
	宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	707 円	H26.1.9
	宮崎県各種商品小売業	687 円	H26.1.1
	宮崎県自動車(新車)小売業	731 円	H26.1.8

業務改善助成金が利用しやすくなりました。

- ★補助率が2分の1から4分の3に引き上げられた**業務改善助成金**（中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金）の活用を進めていきます。

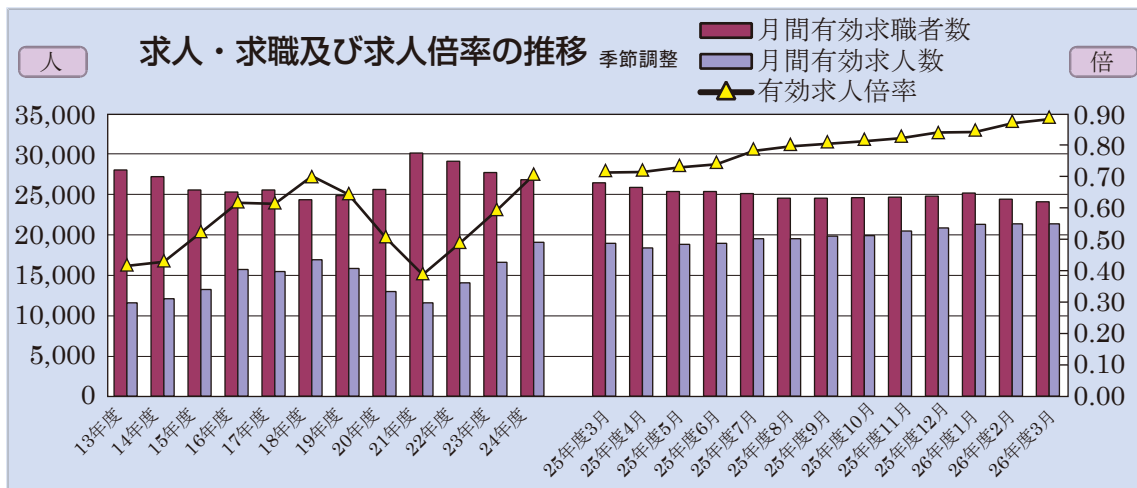
働く意欲のある人たちの安定した雇用の実現を目指して

重点施策

Ⅱ 職業安定行政の展開

若者、女性、高齢者、障害者など働く意欲のある全ての人々が、能力を發揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができる社会の実現を目指し、労働局とハローワークが一体となって、地方自治体や各関係機関とも連携を図りながら、あらゆる雇用施策を展開していきます。

求人・求職及び求人倍率の推移



平成 25 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
有効求人人数	18,383	18,759	18,973	19,540	19,419	19,934	20,013	20,338	20,790	21,121	21,318	21,431	20,039
有効求職者数	25,683	25,384	25,194	24,747	24,387	24,484	24,396	24,533	24,702	24,811	24,260	23,983	24,747
有効求人倍率	0.72	0.74	0.75	0.79	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.88	0.89	0.81

1 若者の活躍推進

- 宮崎新卒応援ハローワーク・各ハローワークのジョブサポーターが中心となり、個別担当者制による就職支援及び求人開拓、就職後の職場定着支援、全校担当者制による大学等への定期的な訪問による出張相談や各種セミナーの開催、さらに大学等が主催する企業説明会等に参加し、相談・支援窓口を開設するなどの連携強化を図ります。
- 若者と中小企業とのマッチングを強化するため、「若者応援企業」の周知や面接会の開催等を通じて、若者の就職支援を推進します。
フリーター等への就職支援を行う「宮崎わかもの支援コーナー」を中心に、若年者支援を行い、正規雇用化を図るため、各種助成金の活用を推進します。

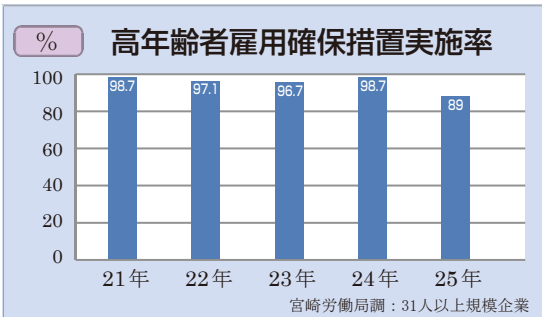


ポイント 若者応援企業とは……

労務管理の体制が整備されており、若者（35歳未満）を採用・育成のため詳細な企業情報・採用情報を公表している中小・中堅企業のことです。

2 高齢者の就労推進

- ・年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向け、改正高齢者雇用安定法に基づき、高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して的確に助言・指導を実施します。また、ハローワーク宮崎に「高齢者総合相談窓口」を設置し、高齢者の再就職の支援の援助・促進を図ります。



ポイント 雇用確保措置とは……

- (1) 65歳以上への定年の引き上げ
- (2) 希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度の導入
- (3) 定年の廃止のいずれかの措置を事業主は講ずることとされています。

3 障害者の就労推進

法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、企業の採用ニーズ及び各就労支援機関等の利用者の就労ニーズを把握し、職場実習等の各種支援策を 活用しつつ、各就労支援機関等と連携して障害者の雇用を促進します。

また、障害者雇用納付金制度の改正(平成27年4月1日より200人超から100人超規模企業へ適用対象企業が拡大)を踏まえ、(独)高齢・障害・求職者支援機構等と連携した周知・指導を実施し、法定雇用率未達成企業の解消を図ります。



ポイント 法定雇用率とは……

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業 2.0% (特殊法人 2.3%)、国・地方公共団体 2.3%、都道府県教育委員会 2.2%の割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないとされています。(平成25年4月1日からそれぞれ 0.2%引き上げられている)

4 生活困窮者に対する就労支援の推進

- ・生活保護受給者等を含めた生活困窮者の就労支援を抜本強化するため、宮崎市役所内に設置したハローワーク宮崎の常設窓口「ハローワークみやざき福祉就労支援コーナー」による就労支援、宮崎市以外の福祉事務所等へのハローワークからの巡回相談の実施等ワンストップ型の就労支援を推進します。

5 その他の雇用対策の推進

- ・子育てをしながら就職を希望している方に対する再就職支援の充実
宮崎、延岡、都城に設置する「マザーズコーナー」において、求職活動の準備が整い、かつ子育てをしながら就職を希望している方に対する就職支援サービスを提供します。具体的には、キッズコーナー(絵本や安全監視員の配置)やベビーチェアの設置により子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、地方自治体等との連携により、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報、保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供等を行います。
- ・公共職業訓練、求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援
ハローワークにおいて、職業訓練関係情報の収集・提供及びキャリア・コンサルティングにより、求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練への誘導を行い、訓練受講中は訓練実施機関と連携した就職支援、訓練終了後は担当者制も含めたきめ細かな就職支援を実施し、訓練修了者の就職率の向上を目指します。



ポイント 主な求職者支援訓練は……

基礎コース…ビジネスマナーやパソコン 等
実践的コース…介護や医療事務、IT技術等

男女とも活躍できる雇用環境の確保のために

重点施策

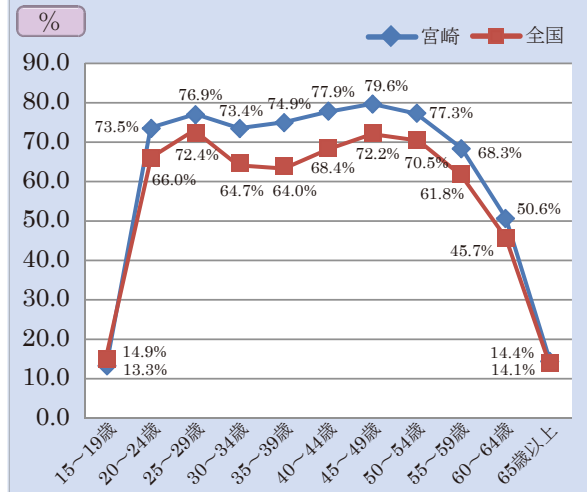
Ⅳ 男女が共に仕事と育児・介護を両立しながら、能力発揮できる職場環境を整備

宮崎県の年齢階級別の労働力率をみると、依然として30歳台を谷とするM字型を描いています。

また、女性雇用者のうち管理的職業についている者の割合は5.8%で全国と比較して低くなっています。

このため、出産、育児等があっても継続就業することができるとともに、管理職への登用など女性が能力を十分に発揮し活躍できるようにするため、ポジティブ・アクションの取組や仕事と家庭生活が両立できる職場環境の整備が求められます。

女性労働力率の全国との比較



1 男女の均等な機会及び待遇の確保

○均等取扱いの確保対策の推進

雇用管理上の性別による差別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント等、法違反企業に対して是正指導を行います。

○ポジティブ・アクションの推進

「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」や厚生労働省ポータルサイトの活用等を促し、取組の見える化を推進します。

○改正「男女雇用機会均等法施行規則」等の周知啓発～平成26年7月1日施行～



改正の
ポイント

- ポイント① 間接差別の対象範囲の拡大
～労働者の募集、採用、昇進、職種の変更に当たり合理的理由のない転勤要件は間接差別として禁止～
- ポイント② 性差別指針の事例の追加
- ポイント③ セクハラ指針の明確化による予防・事後対応の徹底
- ポイント④ コース等別雇用管理の指針の制定

2 職業生活と家庭生活の両立支援

○育児・介護休業法の定着

- ・中小企業に対する育児・介護休業等規定の整備促進。
- ・期間雇用労働者や男性の育児休業取得の促進。
- ・育児・介護休業等取得に係る不利益取扱いの是正指導。

○次世代育成支援対策の推進

- ・労働者数 101 人以上の企業の一般事業主行動計画の策定・届出の完全実施。
- ・企業の厚生労働大臣「くるみん認定」の取得促進。

○改正次世代育成支援対策推進法の周知啓発

平成 27 年 4 月 1 日の施行にむけた周知啓発。

職場ぐるみで
子育てをサポート!

愛称
「くるみん」

仕事と子育てを
両立しよう!



「くるみん」は子育てサポート企業の証です。
あなたの会社にくるみんはいますか?

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の推進

○パートタイム労働法の履行確保

- ・パートタイム労働法の周知。
- ・行政指導等による、パートタイム労働者の雇用管理の改善。

○雇用管理改善に取り組む企業への支援

- ・情報提供やアドバイスなどによる、職務分析・職務評価の導入支援。

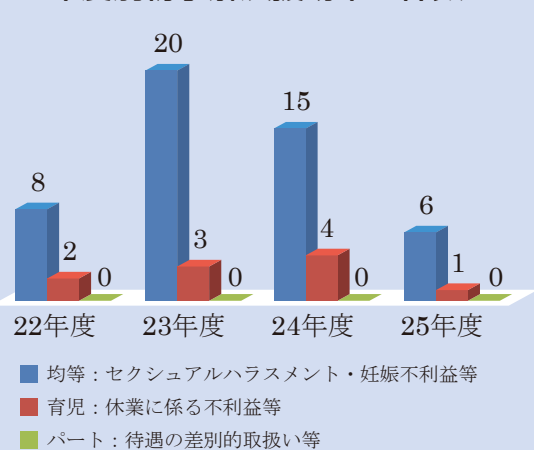
○改正パートタイム労働法の周知啓発

- ・施行に向けた周知啓発。

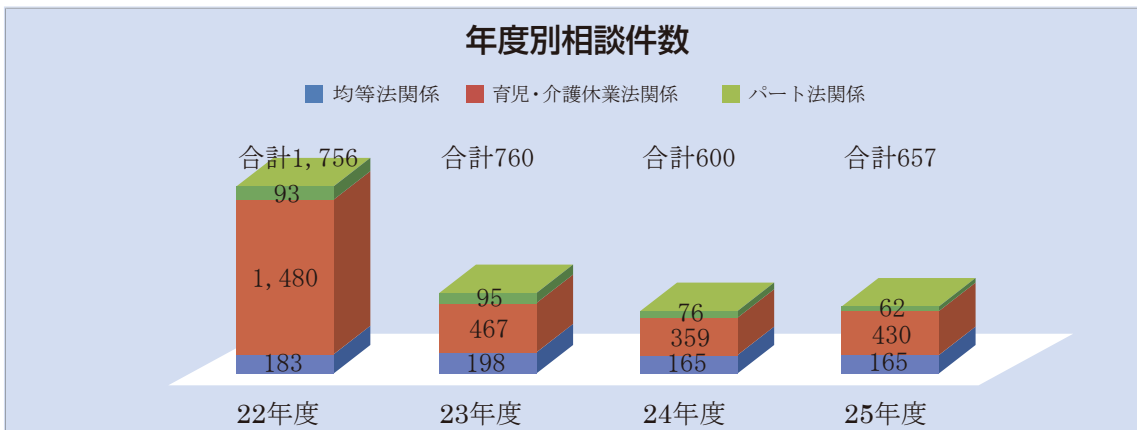
4 紛争解決援助制度の利用促進

性別を理由とする差別的取扱い、妊娠・出産・育児休業等を理由とした不利益取扱い、セクシュアルハラスメント等について労働者や事業主から相談が寄せられた場合は適切に対応します。また、労使の間に紛争が生じた場合は、労働局長の援助や調停制度を活用し、円滑な紛争の解決を図ります。

年度別紛争解決援助申立件数



年度別相談件数

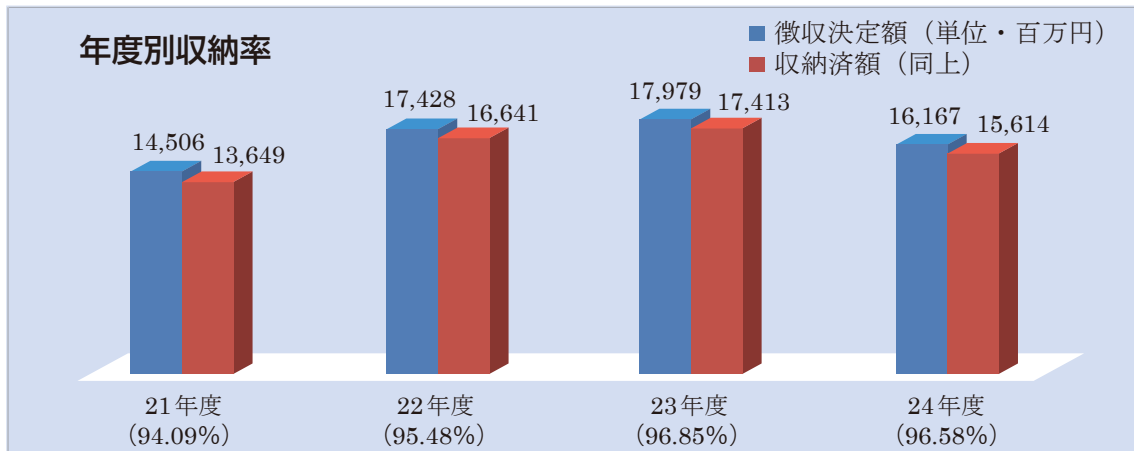


労働保険制度の適切な運営・個別労働関係紛争の解決へ

重点施策

Ⅳ 労働保険制度の適切な運営

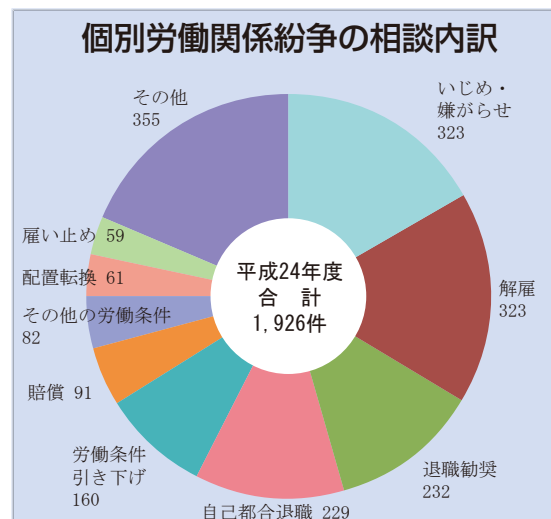
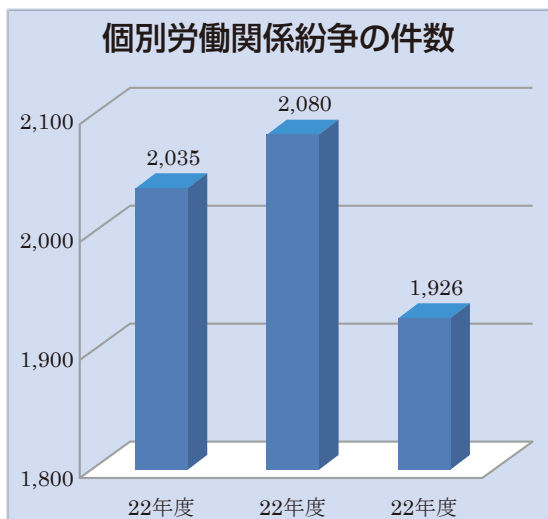
- ・滞納整理、納付督促等の積極的な取り組みと労働保険料の口座振替制度についての周知。
- ・労働保険の未手続事業の一掃。
- ・労働保険事務組合制度の効率的な運用。
- ・電子申請の利用促進。



重点施策

Ⅴ 個別労働関係紛争解決制度の推進

- ・労働局企画室及び各労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーでは、相談内容に応じて、関係法令・裁判例等の情報提供、適切なアドバイスによる当事者間の自主的な解決の促進、他機関の情報提供等、ワンストップ・サービスを提供します。
- ・助言・指導及びあっせんについては、紛争の実情に即した迅速・適正な解決に向けて積極的に対応を行います。



宮崎労働局の組織

《電話番号》
市外局番（0985）

《主な業務内容》

宮崎労働局

総務部

総務課 38-8820
FAX 38-8828

総務・会計など

企画室 38-8821
FAX 38-5028

企画、広報、総合労働相談、
情報公開など

労働保険徴収室 38-8822
FAX 27-1830

労働保険の成立、保険料などの
決定、労働保険料の徴収など

労働基準部

監督課 38-8834
FAX 38-8830

事業場の監督指導、労働時間短
縮など

健康安全課 38-8835
FAX 38-8830

労働災害の防止、特定機械の検
査、免許証交付など

賃金室 38-8836
FAX 38-8830

最低賃金、家内労働など

労災補償課 38-8837
FAX 38-8830

労災保険給付、労働福祉など

分室 29-5577
FAX 20-1335

労災診療費の審査業務など

職業安定部

職業安定課 38-8823
FAX 38-8829

一般・学卒者の雇用対策、雇用
保険事業など

需給調整事業室

労働者派遣・民間職業紹介事業
など

職業対策課 38-8824
FAX 38-8829

高齢者・障害者の雇用対策、
各種助成金・奨励金制度など

地方訓練受講者支援室 38-8838
FAX 38-8829

職業訓練（求職者支援訓練等）
制度など

雇用均等室

38-8827
FAX 38-8831

男女雇用機会均等、パートタイ
ム労働、仕事と家庭の両立支援
対策など

労働基準監督署（県下4署）

事業場への監督・安全衛生関係
指導、労災保険給付など

ハローワーク（県下7所）

求人（募集）の申込み、事業所へ
の職業紹介、各種雇用保険（失業
給付等）の手続きなど

宮崎労働局は、3部1室で構成されています。

また、下部組織として管内に4つの労働基準監督署と7つの公共職業安定所（ハローワーク）があります。

労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
宮崎	〒880-0813 宮崎市丸島町1-15	TEL:0985-29-6000 FAX:0985-29-8761	宮崎市、西都市、東諸県郡、 児湯郡
延岡	〒882-0803 延岡市大貫町1-2885-1	TEL:0982-34-3331 FAX:0982-34-0692	延岡市、日向市、東臼杵郡、 西臼杵郡
都城	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎6階	TEL:0986-23-0192 FAX:0986-23-0434	都城市、小林市、えびの市、 北諸県郡、西諸県郡
日南	〒887-0031 日南市戸高1-3-17	TEL:0987-23-5277 FAX:0987-23-4819	日南市、串間市

公共職業安定所一覧

安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
宮崎	〒880-8533 宮崎市柳丸町131	TEL:0985-23-2245 FAX:0985-24-0521	宮崎市、東諸県郡
ハローワークプラザ宮崎 (宮崎新卒応援ハローワーク) (宮崎わかもの支援コーナー) (マザーズコーナー)	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39	TEL:0985-62-4141 FAX:0985-62-3663	
延岡	〒882-0872 延岡市愛宕町2-2300	TEL:0982-32-5435 FAX:0982-35-8202	延岡市、西臼杵郡
ハローワークプラザ延岡 (マザーズコーナー)	〒882-0053 延岡市幸町2-130 幸町開発事業協同組合1階	TEL:0982-33-8010 FAX:0982-33-8011	
高千穂町地域職業相談室	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井13 高千穂町庁舎別館2階	TEL:0982-73-1257 FAX:0982-73-1258	
日向	〒883-0041 日向市北町2-11	TEL:0982-52-4131 FAX:0982-52-4133	日向市、東臼杵郡
都城 (マザーズコーナー)	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階	TEL:0986-22-1745 FAX:0986-25-0989	都城市、北諸県郡
日南	〒889-2536 日南市吾田西1-7-23	TEL:0987-23-8609 FAX:0987-23-1292	日南市、串間市
高鍋	〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江高月8340	TEL:0983-23-0848 FAX:0983-23-0849	西都市、児湯郡
西都市地域職業相談室 (西都市雇用情報センター)	〒881-0015 西都市聖陵町1丁目88 西都市役所北別館	TEL:0983-43-1432 FAX:0983-43-1434	
小林	〒886-0004 小林市細野367-5	TEL:0984-23-2171 FAX:0984-22-2637	小林市、えびの市、西諸県郡

宮崎労働局ホームページアドレス

<http://miyazaki-roudoukyoku.jsit.mhlw.go.jp>